

真庭市企業インターンシップ奨励事業補助金

募集期間
4月1日
～
3月13日

優秀な人材の確保及び育成を図るとともに、真庭市内の就業機会の拡大を目的に、学生等のインターンシップ（就労体験）の受入れを行う市内事業者に対して、受入経費の一部を補助します。

- **対象者** 次の要件をすべて満たす市内の事業者が対象となります。
 - 学生等を受け入れるインターンシップであること
 - 受入れに係る経費の一部または全部を負担するものであること
 - 真庭市内の事業所で実施するものであること
 - 市内事業者と学生等に雇用関係がないこと
 - 市税を滞納していないこと

- **対象経費** 受入れに際し、市内事業者が負担した次の経費が対象となります。
 - 交通費
 - 宿泊費
 - 市長が必要と認める経費（保険料、教材料、リース料など）※ 飲食費等は対象外です。

- **補助金額** 学生等1人につき1日あたり5,000円に受入日数を乗じて得た額と補助対象経費の1/2（1,000円未満切捨て）を比較していずれか少ない方の額
※ 1市内事業者につき、1年度あたり100,000円を限度とする。

- **申請方法** 次の書類を産業政策課に提出してください。
 - 【事業実施前（10日前まで）に提出いただくもの】
 - (1) 企業インターンシップ奨励事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 企業インターンシップ奨励事業補助金事業計画書（様式第2号）
 - (3) 市税の完納証明書（3カ月以内に発行されたもの）

 - 【事業実施後（30日以内または3月31日のいずれか早い日）に提出いただくもの】
 - (1) 企業インターンシップ奨励事業補助金実績報告書（様式第7号）
 - (2) 補助対象経費を負担したことが確認できる書類
 - (3) 事業を実施したことが確認できる写真
 - (4) 受け入れた学生等を証明する書類
 - (5) 実習日ごとの実施内容が分かる書類等（工程表、実習プログラムなど）※ 必要に応じてその他の書類をお願いすることがあります。

- **流れ**
 - ① 真庭市役所ホームページより必要書類をダウンロードし、必要事項を記入してください。
 - ② 記入した申請書類に、市税の完納証明書（3カ月以内に発行されたもの）等を添付し、事業を実施する**10日前までに**、産業政策課へ提出してください。
 - ③ 審査後、市役所より補助金交付決定通知書が送付されますので、確認後、事業を実施してください。
 - ④ 事業実施後は、30日以内（または3月31日のいずれか早い日まで）に実績報告書等を産業政策課へ提出してください。
 - ⑤ 補助金の額が確定した後、請求に基づき、指定口座へ振り込みを行います。

真庭市役所 産業観光部産業政策課

TEL / 0867-42-1033 FAX / 0867-42-3907